

令和3年11月9日（火）開催

令和3年度
第8回農業委員会定例総会議事録

横浜町農業委員会

第8回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和3年11月9日(火)
2. 開催時間 午後1時30分
3. 場所 横浜町役場 3階 大会議室
4. 出席委員氏名 1番 菊地國廣 2番 青木一人 3番 野坂時夫
5番 杉山幸進 6番 秋田孝明 7番 長倉喜美男
8番 沖津由藏 9番 澤谷政夫
5. 出席職員氏名 農業委員会事務局長 澤谷 誠 主査 秋田 凌
6. 案 件
報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告 第2号 農地の転用事実に関する照会について
報告 第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について
議案 第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案 第2号 非農地証明願の承認について
議案 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)

7. 議事の経過並びに会議要領

事務局

総会を開催する前に、議案の取り下げがありましたのでご報告いたします。資料6ページから7ページをご覧ください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてですが、令和3年11月8日付けで取り下げ願いが提出されましたので受理いたしました。取り下げ理由は、譲り渡し人より兄弟へ確認してから売買したいとの申し出があったとのこと。これにより、資料の訂正をお願いいたします。まず、8ページの左上が議案第1号となります。そして、13ページの左上が議案第2号となります。次に16ページから19ページの左上が議案第3号となります。これにより、議案は8ページからとなります。以上です。

事務局長

それでは定刻となりましたので、ただいまより令和3年11月1日に招集告示致しました令和3年度第8回農業委員会定例総会を開会致します。

(皆様ご起立ください・礼・ご着席ください)

本日、出席されている農業委員は8名ですので、横浜町農業委員会会議規則第7条により、総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員より2名出席されております。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議長 長倉 (あいさつ省略)

事務局長 それでは、横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、議長より指名致します。

3番 野坂時夫 委員、5番 杉山幸進 委員を指名致します。

次に、会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたと思いますが、ご異議ございませんか。

ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 1ページをお願い致します。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、ご報告致します。農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は相続1件の5筆、面積11,689㎡であります。また、あっせんの希望はございません。なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。補足といたしまして、被相続人と権利取得者は同じ名前ですが別の人であります。以上です。

議 長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。
(～意見～)

意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

次に、

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、事務局より報告をお願い致します。

事務局

2ページをお願い致します。

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。青森地方法務局むつ支局より土地の現況について照会がありましたので、現地調査を実施致しました。今回は1件の1筆でございます。対象地については、〇〇〇〇に位置しております。現況は、地面が砂利等で押し固められ耕作できる状況ではありませんでした。以上、農地への復旧見込みは無く、非農地として回答致しました。位置図は3ページ、参考に現況写真は4ページにございます。以上です。

議 長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。
(～意見～)

意見なしと認め、報告第2号を報告済みと致します。

次に、

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より法告をお願い致します。

事務局

5ページをお願い致します。

報告第3号 農地法第18条第6の規定による届出について、ご報告致します。公益社団法人あおもり農業支援センターより、合意による解約に係る通知書を受理したので報告するものであります。今回は農地中間管理機構に係るものであり1件の1筆のうち一部、25,155㎡のうち10,655㎡を合意解約するものであります。解約理由は、貸借契約した1筆の中に畑と非農地が混在しているため、非農地部分のみ解約をしたとのこと。以上です。

議 長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(～意見～)

意見なしと認め、報告第3号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

10ページ及び11ページをお願い致します。

議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。今回の申請は1件で、青森県知事へ申請するために意見を求めるものであります。申請の内容は、〇〇〇〇において風況観測を実施するため令和元年12月25日付け指令第3526号で県知事より一時転用の許可を受けており、今年の11月12日までの期限となっております。しかし、風況データを記録する装置が故障しデータの一部が欠測しており、正確な分析ができなかったため、再度申請し撤去期間も含め新たに3年間延長を求めるものであります。申請地の位置図は9ページ、計画図等の参考資料は10ページから12ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議 長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 浦須内

農地利用最適化推進委員の浦須内です。

それでは、報告いたします。9ページから12ページをご覧ください。申請地は、〇〇〇〇に位置しております。現況は、〇〇〇〇となっており既存の風況観測塔が設置されておりました。転用面積等については既存のまま変更は無く、必要最小限の面積であり集团的農地の分断へ繋がらないことと、放牧事業へ影響のない必要最小限の場所、工事終了後に農地へ復元することから問題はないと思われま。

以上で議案第1号の現地調査の結果報告を終わります。

議 長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第1号は許可相当とすることに決定致します。

次に、

議案第2号 非農地証明願の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

13ページをお願い致します。

議案第2号 非農地証明願の承認について、ご説明いたします。今回の申請は1件でございます。申請地については10月に開催されました第7回定例総会で相続による届出がされた場所であります。現在居宅が建っており、税務課での現況地目が宅地となっていることと、居宅建築日が昭和47年となっており、取り壊す予定も無いため地目変更を希望するものであります。位置図及び拡大図は14ページから15ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議 長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

推進委員 高橋

農地利用最適化推進委員の高橋です。

それでは、14ページ及び15ページをご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇へ位置しております。現況は居宅が建っております。居宅については、申請者からの聞き取りのとおり相当前に建てられたものであると見受けられました。現況を踏まえ農地への復旧は不可能であると考えられます。

以上で議案第2号の現地調査の結果報告を終わります。

議 長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第2号は承認することに決定致します。

次に、

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

16ページから19ページをご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（一括方式）の承認について、ご説明いたします。今回の申請は8件の28筆で、全て農地中間管理機構を通す計画でございます。まず、番号5のみ賃貸借でありその他は使用貸借となっております。契約状況ですが、番号5と6は新規であり、その他は基盤法で貸借しておりましたが期間満了となり農地中間管理機構へ切り替えるものであります。また、貸借期間等の詳細については資料に記載のとおりとなります。各農用地の位置図は20ページから23ページでございます。以上です。

議長 野坂

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑～)

質疑なしと認め、これより採決致します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり承認することに決定致します。

以上で、本日の議案審議は全て終了致しました。

その他、事務局から何かあればお願い致します。

事務局長

それでは、これをもちまして、令和3年度第8回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和3年11月9日(火)

横浜町農業委員会

議 長 長倉 喜美男 ⑩

議事録署名者 野坂 時夫 ⑩

議事録署名者 杉山 幸進 ⑩